

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 3 日

上越市長 中 川 幹 太

記

1 委託事務の内容（委託をした歳入等）

スポーツ推進課直営の体育施設（教育プラザ多目的広場、高田西小学校屋外運動場照明設備、直江津東中学校屋外運動場照明設備、春日中学校屋外運動場照明設備）の使用料の徴収事務

2 委 託 先

名 称：一般財団法人上越市スポーツ協会
住所又は事務所の所在地：上越市木田一丁目 17 番 33 号

3 法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 7 年 4 月 1 日

4 委 託 期 間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで